

## 第 21 回 議会改革推進特別委員会

令和 5 年 6 月 5 日 (月)  
10 時 00 分 ~ 時 分  
全 員 協 議 会 室

【委 員】 牛尾委員長、西田副委員長  
三浦委員、村武委員、小川委員、佐々木委員、田畑委員

【委員外】

【議長団】 笹田議長

【事務局】 下間局長（書記）、小寺主事

---

### 議 題

- 1 議員選出監査委員の廃止について
- 2 島根県立大学との連携について
- 3 政務活動費について
- 4 議会における ICT の活用と推進について
- 5 その他
  - ・議会改革推進特別委員会における中間報告について

○次回開催 月 日 ( ) 時 分 全員協議会室

◆議会が大学に協力を求めたいこと／議会が大学に協力できること

議会が大学に協力を求めたいこと		備考
1	議会の広報広聴活動に対する大学の資源提供・協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会が行う活動の周知協力（議会報告会、はまだ市民一日議会）</li> <li>・議会が実施するアンケート等への協力</li> <li>・学生との意見交換会の開催</li> <li>・大学生議会の開催</li> </ul>
2	議会の政策立案に対する大学の資源提供・協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策立案、条例策定、所管事務調査等に対する情報提供と大学の専門的見地からの助言、アドバイザー</li> </ul>
3	議員の資質向上に対する大学の資源提供・協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域政策や地方自治に関する講義の聴講</li> </ul>
4	主権者教育の推進における大学の資源提供・協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の政治への関心を高めるイベント等の共催</li> <li>・取組事例の研究及び情報提供</li> <li>・インターンシップ</li> <li>・学生との共同研究</li> </ul>
議会が大学に協力できること		備考
1	大学の教育活動に対する議会の資源提供・協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会との交流及び情報交換により、地域の歴史文化、現場の細かな状況をより早く情報収集が可能</li> <li>・地域代表の議員や議会と関わることによる浜田市への愛着、まちづくり意識醸成</li> </ul>
2	大学の研究活動に係る議会の資源提供・協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会での議論や議員が所有する情報の提供や助言</li> <li>・学生の市政に関する要望や時事問題等</li> </ul>
3	主権者教育の推進における議会の資源提供・協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の政治への関心を高めるイベント等の共催</li> <li>・議会における実務体験研修の機会提供（インターンシップの受入れ）</li> <li>・市政等幅広いテーマについての意見交換の場の設置</li> </ul>

- 議会の政策形成、調査研究の充実発展に関すること
- 議会の広報広聴活動の充実発展に関すること
- 大学の人材育及び教育研究活動の充実発展に関すること
- その他両者が協議して必要と認める事項に関すること

他市議会の協定事項に記載のあった表現

## ◆委員から意見のあった現状の政務活動費の課題

1. 政務活動費の金額の妥当性（少ない）
2. 政務活動費の前払いの再検討（精算払いと立替えが生じる。前払いの方が、活動がしやすく、活動範囲も広がる）
3. 政務活動費を全額使用しない議員からの意見として、案分が手間。  
例えば、新聞購読料 1/3 が認められるが計算がわずらわしい。  
なぜ認められないのか。
4. 自家用車移動に係るガソリン代なども認めてほしい。  
（執行部は、自家用車を公務使用した場合、1 キロメートル当たり 37 円で支給される。）
5. 携帯電話代について、公務とプライベートの線引きが難しいのも理解する。  
何を対象にするかは議論が必要だが、実際に経費がかかっている部分が精算できればよい。
6. 政務活動をすればするほど自腹を切る額が増える状況は改善されるべき。
7. 会派への支給の検討（書籍を購入し会派室に置いて共有）
8. 政務活動申請や報告の簡素化（報告自体がプレッシャー）
9. 政務活動費として申請できるものも多くあるが、申請していない状況もある。

## ◆政務活動費にかかる監査指摘事項・措置状況

年度	種類	指摘事項	措置状況
H28	定期監査  H28. 10. 20 監査実施  H29. 3. 24 監査委員 告示	<p><b>(1) 政務活動費について</b></p> <p>政務活動費の収支報告書に添付されている領収書に宛名の記載がないものが見受けられた。領収書の偽造問題が他市において発生している状況を踏まえ、領収書は可能な限り宛名の記載があるものとし、適切な根拠資料となるよう努められたい。</p> <p>また、政務活動費は、「浜田市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、<b>年額の 10 万円を予め概算払いとする前払い方式を採用しているが、近年他市において不正受給が相次ぎ発生している中、適正と認められた実費だけを後日支給する後払い方式が、より透明性が高いと注目されている。</b>議会事務局においては、使途基準や交付要領周知のため、交付マニュアルを作成し各議員に配布して適正な執行に努めているところだが、<b>さらに透明性が向上した有効な活動費の執行となるよう、支払方法の後払いへの変更について今後検討されたい。</b></p>	<p>政務活動費の支払方法について、平成 31 年度より概算払いとする前払い方式から精算払いとする後払い方式とする。</p> <p>※H28 年度に措置報告をしておらず、H31. 4. 5 に報告したため上記の記載。</p>
H29	行政監査  H29. 6. 6 ~ 11. 6 監査実施  H29. 11. 17 監査委員 告示	<p><b>(1) 政務活動費の交付要領について</b></p> <p>議会事務局では、政務活動費の交付手続きを議員に説明するため、「政務活動費交付マニュアル・使途運用基準」（以下「交付マニュアル」という。）を平成 28 年度に作成し、各議員に配布して周知徹底を図っている。なお、交付マニュアルでは、費用別に「支出できない経費」を具体的に例示し、適正な執行を求めている。</p> <p>平成 28 年度の支出内容を見ると、宛名のない領収書を添付しているもの、研修費に計上すべき研修会への旅費を調査研究費に計上しているもの、日付の誤り等が見受けられた。収支報告書の受付の際には、適時誤り等の指摘を行い、合わせて交付マニュアルを見直し、より良い手引き書となるよう努められたい。</p> <p>また、<b>政務活動費の残余金の返還手続きについて、具体的な事務処理の記載がないため、見直しの際に追記することを検討されたい。</b></p>	<p>平成 31 年度分より精算払い方式とするため、残余金は発生しない。</p> <p>※H29 年度に措置報告をしておらず、H31. 4. 5 に報告したため上記の記載。</p>

## ◆政務活動費にかかる監査指摘事項・措置状況

	<p><b>(3) 会計年度について</b></p> <p>交付マニュアルにおいて、道路通行料（高速道路料金等）は、「当該年度の支出であるためには、明細書に記載の口座振込日が当該会計年度末の3月31日までのもの」と規定されているが、平成29年3月30日及び31日に利用した高速道路料金（後納、口座振込日記載なし）が支出されていた。</p> <p>また、平成28年3月1日から同月31日までの通信使用料が支出されていたが、市の会計では、平成27年度会計から支払いすべき料金である。利用日と支払日の年度が異なる後納料金については、支出会計年度が分かりにくいいため、運用基準を明確にし、適切な会計年度の取扱いとなるよう改善されたい。</p>	<p>市の運用基準に合わせ適切に処理を行っていく。</p>
	<p><b>(4) 収支報告書及び領収書等の証拠書類について</b></p> <p>政務活動費の交付を受けた議員は、条例第6条の規定に基づき、収支報告書に領収書等の証拠書類の写しを添えて、議長に提出している。内容を確認したところ、収支報告書に記載の金額に対応した領収書等が添付されていたが、議員間で按分した場合や、ICカードの利用明細等は、金額を容易に確認することができない場合があった。収支報告書は、添付書類と合わせて浜田市議会ホームページで公開されているが、説明責任を果たすためには、市民に分かりやすい内容である必要がある。</p> <p>また、収支報告書の記載内容からは政務活動との関連が分かりにくい場合が多く、説明不足であると考え。公表に当たっては、領収書等を公開する書式を工夫し補足説明を行い、市民が議員の政務活動内容について容易に理解できる公表内容となるよう改善を検討されたい。</p>	<p>補足説明を記載するなどして、わかりやすい内容にすることに努める。</p>
	<p><b>(5) 残余金の返還手続きについて</b></p> <p>政務活動費は、当初10万円が概算払いされ、収支報告書の提出後精算し、残余金があれば議会事務局が議員から集金し市へ返還している。議会事務局で</p>	<p>平成31年度分より精算払い方式とするため、残余金は発生しない。</p>

◆政務活動費にかかる監査指摘事項・措置状況

		<p>は、その残余金を集金した際、議員に領収書を発行していないが、受取後は速やかに会計課に納付し、領収書を議員へ交付すべきと考える。残余金の返還事務については、適切な現金管理及び納付手続きが行われるよう改善されたい。</p>	
		<p><b>まとめ</b></p> <p>年額 10 万円を予め概算払いとする前払い方式よりも、適正と認められた実費だけを後日支給する後払い方式が、より透明性が高く、不正受給の防止となると考えられるため、支払方法の変更を検討されたい。</p>	<p>平成 31 年度分より精算払い方式とする。</p>
H30	<p>行政監査</p> <p>H30. 6. 6 ~ 10. 30 監査実施</p> <p>30. 11. 9 監査委員告示</p>	<p><b>(1) 調査研究費について</b></p> <p>議長が承認した先進市の視察費用について支出があるが、現在運用している細則、政務活動費交付マニュアル・使途運用基準（以下「交付マニュアル」という。）により適正に執行されていることを認めた。他自治体では日当以外の部分で市職員等の旅費に関する条例に準じて運用しているところもあり、宿泊費については一泊当たりの額に上限を設けているところもあるため、事務局においては今後の運用について更なる適正執行のためにも宿泊費等のあり方について研究されたい。</p> <p><b>(2) 資料購入費について</b></p> <p>書籍購入費について、政務活動以外の活動も含まれると推測されるゼンリン地図等の購入は、政務活動に占める割合が求めがたいと思われるため、按分により支払をしている自治体がある。そのため、浜田市においても按分による支払いについて検討されたい。</p> <p>また、議員の職業等により、会費を支払い、購読していると思われる新聞や雑誌等の購入については、個人的な支出とも考えられるため、政務活動費として認めることは適当でないと思われる。細則及び交付マニュアルに、会費等を払い、自宅で購読している新聞、雑誌等を除く等の注釈を記載するなど、個人的な支出は対象外であることを明確にされたい。</p>	<p>宿泊料は、原則実費とし、浜田市職員等の旅費に関する条例の別表にある常勤の特別職の職員の宿泊料から朝食・夕食代の 2,600 円を除いた額（県内は 9,200 円、県外は 10,500 円、東京都・政令指定都市は 12,500 円）の範囲内とし、超える部分は自己負担とするよう政務活動費の交付に関する細則を改正し、併せて交付マニュアルに記載しました（令和 2 年 3 月改正）。</p> <p>書籍購入費については、明確に政務活動費に係るもの以外は該当経費の 1/3 以内としており、政務活動以外の使用が推測されるゼンリン地図の購入についても同様とします。また新聞や雑誌等の購入についても、議員が行う政務活動に必要な図書等と規定しており、明確でないと推測される場合は該当経費の 1/3 以内とします。</p> <p>なお、これまで新聞購読料について、専門誌のみ対象とし、一般紙、所属政党、宗教等にかかるものには支出することができないものとしていましたが、よ</p>

◆政務活動費にかかる監査指摘事項・措置状況

			<p>り厳格な規定に改正し、専門誌についても該当経費の1/3以内としました（令和2年3月改正）。</p> <p>交付マニュアルに「政務活動に必要な図書、資料は？」を掲載し、個人的な支出は対象外であることを明記しています。また、政務活動費に係る申請・報告時等の機会において、その旨を周知するよう努めます。</p> <p>（その後の措置状況） 改正後の細則等に基づき、適正に執行します。</p>
R元	<p>定期監査</p> <p>R1. 10. 21 監査実施</p> <p>R2. 4. 17 監査委員告示</p>	<p>ア 政務活動費について</p> <p>政務活動費の収支報告書に添付されている領収書に購入書籍の題名等の記載がないものが見受けられた。領収書添付によって支出の根拠資料としているが、政務活動に必要な書籍か判断ができないため、適切な根拠資料となるよう提出の際には注意を促されたい。</p>	<p>政務活動費の使途や収支報告書提出時の注意事項等については、マニュアルを作成し、議員へ配布（タブレット配信）しています。</p> <p>書籍の購入については、書籍名が分かる領収書を提出するよう全議員へ改めて通知し、また、令和元年度収支報告書の提出時にも再度注意事項等を周知しました。</p> <p>（その後の措置状況） 令和元年度収支報告について、書籍名を記載した領収書等の提出を受けました。</p>
		<p>イ 備品購入費の取扱いについて</p> <p>平成30年度からタブレット端末を導入、議員全員に配布し、議案等配布資料のペーパーレス化を図った事業について、端末購入とは別時期にタブレットカバーを備品購入費で歳出処理していた。</p> <p>浜田市財務規則（平成17年10月1日規則第55号）第113条第1項第1</p>	<p>今後の契約や購入については、財務規則に基づき、適正に行います。</p>

◆政務活動費にかかる監査指摘事項・措置状況

		号アによると「購入価格が1万円未満の物」また、第2号には「1回または短期間の使用により消費される性質の物、使用により消耗または損傷しやすく比較的短期間で再度の用に供しえなくなる物」は消耗品の取扱いとするよう記載されている。カバー本体のみの購入であれば、単価も安価であったため、需用費（消耗品）支出が望ましかったと推察される。財務会計規則に基づき、適正な契約及び購入、支出費目について確認のうえ、適正な執行に努められたい。	
R2	実施なし		
R3	実施なし		
R3	定期監査	指摘事項 特になし	



## LINEWORKs でできること

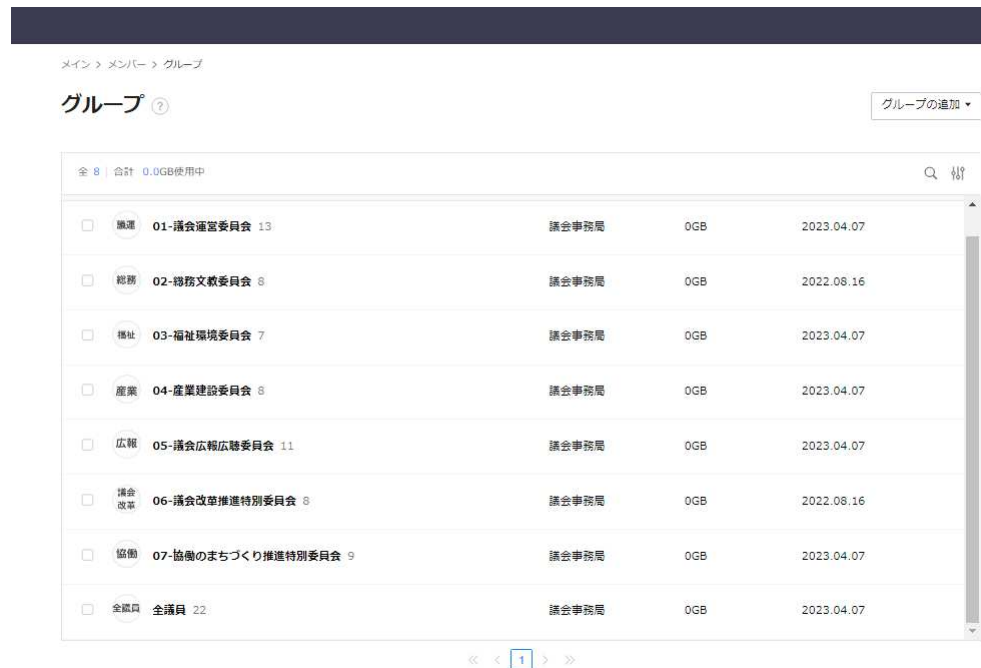
### 1 トーク、通話

普段使われている LINE と同じように使用可能

⇒ **議会活動用と個人用の区別が可能**に

### 1-1 グループ作成

現在は全議員、議会運営委員会、予算決算委員会を除く 4 常任委員会、2 特別委員会のグループを作成済み



+ α  
会派別グループ、  
議員連盟グループ、…

### 1-2 トークへの各種データの送付

PDF はもちろん、Word、Excel、PowerPoint、jpeg、png、mp3、mp4 も可能

※注意※トーク容量に制限あり

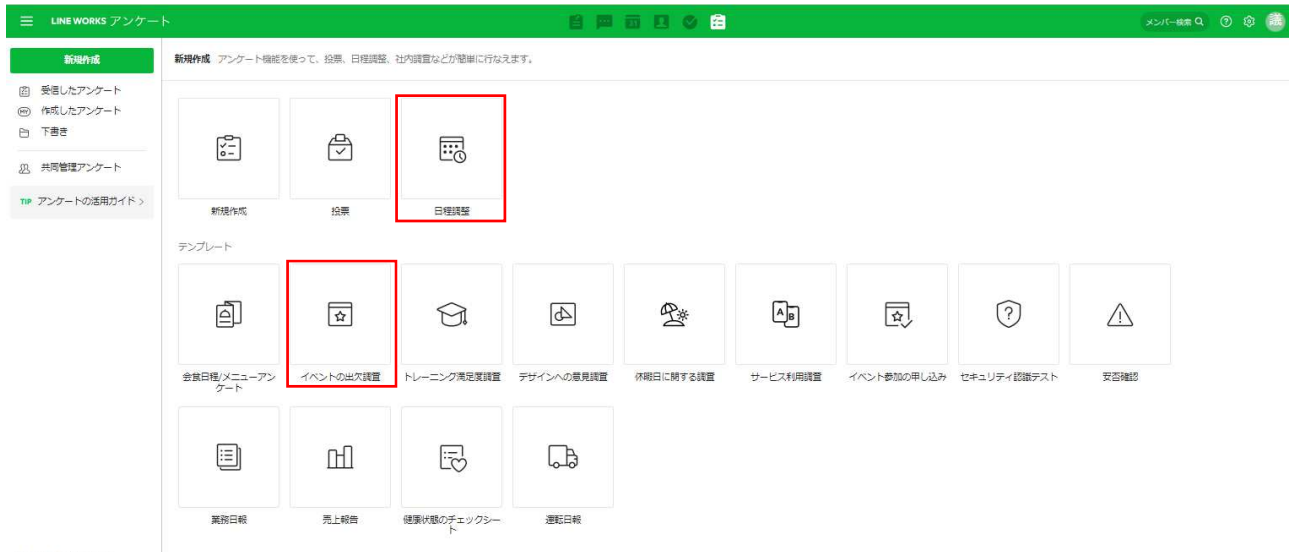
⇒重たいものを送る際は**ノートを活用**

※端末で見える場合はズレが生じる可能性があるため、PDF 推奨

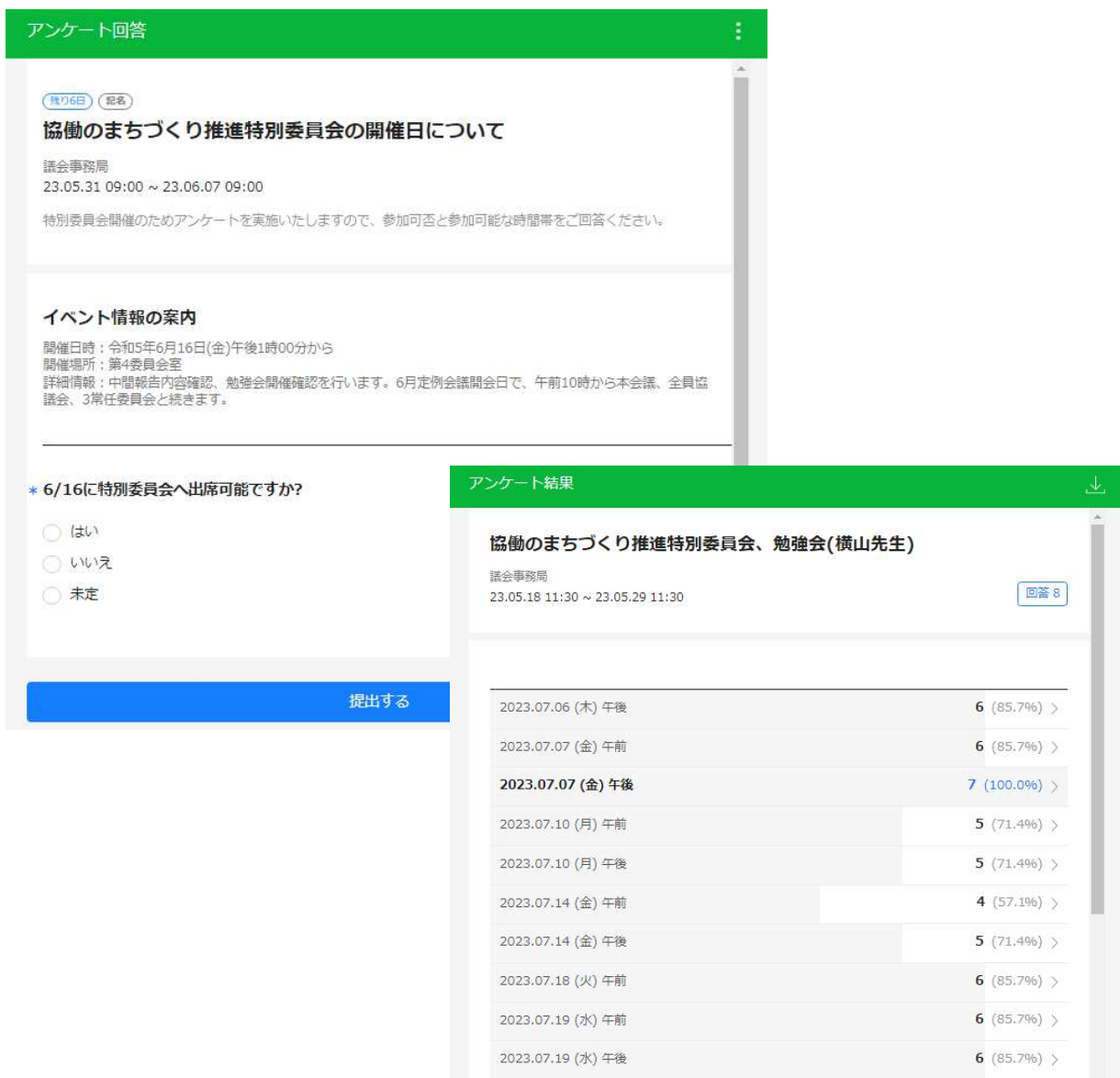


## 1-3 アンケート機能

連絡先として登録のあるメンバー内でアンケートが可能



(よく使えそうな機能) 出欠調査、日程調整、各種投票



## 2 掲示板

メンバー全員に対する情報共有に活用可能



⇒現在【情報提供】としてメールで全議員へ  
お知らせしているものを代用可能  
メールとの大きな違いは、**既読機能**  
※事務局で誰が見て誰が見ていないか把握可能



## 3 カレンダー

定例会議、臨時会議、各委員会等の日程を共有可能

※現在、議長・副議長日程共有用として Google カレンダーを活用中

2023.06		予定表					メンバー予定表	
日	月	火	水	木	金	土	日	月
28	29	30	31	1	2	3		
10:00~(都川)地域并戸端会 (議長)18:30~(阿見)地域并戸端会	(議長)10:00~11:30浜田港病 (議長)18:30~(阿見)地域并戸端会	(正副議長) 中国市議会議長会総会・視察 (村木副委員長、村武委員)14:00~	(議長)18:00~(今福)地域并戸端会	(正副議長)15:30~障清取扱い 10:00~ 福祉環境委員会		(議長) 13:00~浜田市保育連 (議長)17:30~(霧城)地域并戸端会		
4	5	6	7	8	9	10		
(副議長) 13:30~浜田青年会		(議長) 12:00~14:00石見政 一般質問△切	(議長) 16:00~鳥居経済同盟 一般質問△切	(議長) 17:00~20:00 建設 (副議長) 13:30~ 広報広聴	(議長) 奥知事への国県重点要 +1			
11	12	13	14	15	16	17		
		(議長) 全国市議会議長会総会・共済会代議員			定例会議開会			
18	19	20	21	22	23	24		
	10:00~ 一般質問	10:00~ 一般質問	10:00~ 一般質問	10:00~ 一般質問 地域医療支援病誌諮問委員	(議長) 18:00~ひろしまま 10:00~ 議案質疑	仮 国際交流協会総会		
25	26	27	28	29	30	1		
	10:00~ 総務文教委員会	10:00~ 福祉環境委員会	10:00~ 産業建設委員会 仮 主要地方自治会全線改良	10:00~ 予算決算委員会 仮 社会を明るくする運動		+1		
						+2		

※Google カレンダーを LINEWORKS に外部カレンダーとして読み込み

⇒Google カレンダーが使われている方は同じように LINEWORKS でも同期可能

### 【導入のメリット】

- ・メールで行っている通知の整理がしやすい、疎通能力が向上
- ・事務局担当書記から各委員会の委員へ案内がしやすい  
※委員会開催日程の調整、ちょっとしたお知らせ、資料の共有、…
- ・カレンダー機能を活用することで、議員が議会日程の確認が容易に

### 【導入に当たっての確認事項】

- ・現在はタブレットにインストールしているが、個人のスマートフォンに LINEWORKs をインストールするほうが活用しやすい

- ①タブレットはWi-Fi方式のため、状況によってはすぐに通知が来ない
- ②タブレットにLINEWORKsの通知が来たとしても、確認頻度が比較的少ない

### 【比較表】

	メール	個人のLINE	LINEWORKs
メッセージの送付	○	◎	◎
送信側による閲覧確認	×	◎	◎
スケジュール共有	△	○	◎
スケジュール調整	△	○	◎
資料等の送付	◎	○	△
公私の分離	○	×	◎
決裁手続き	◎	×	△

# 令和 5 年 6 月 定例会議

## 議会改革推進特別委員会 中間報告

令和 5 年 7 月 3 日

本特別委員会は、「浜田市議会の議会改革の推進に関する事項について調査及び検討を行うこと」を目的に令和 3 年 11 月 2 日に設置されました。

調査・検討項目については、令和 3 年 10 月の改選前の議会改革に関する検討項目であった「1. 政策討論会のあり方」、「2. 議員選出監査委員の廃止について」、「3. 多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について」、「4. 政策サポーター制度」、「5. 議会 B C P の作成について」、「6. 議会図書室の整備と市民開放」、「7. 委員会代表質問について」の計 7 項目を引継ぎ、さらに会派や委員から提案された「政務活動費について」、「議会における ICT の活用と推進について」、「議会活動を反映した取組について」を加え、委員会で優先順位を決めながら、調査検討を行っております。また、今後も、必要に応じ随時追加、修正などを行い、検討して参ります。

これまでに●●回の会議を開催しており、特別委員会で検討結果が出たものについては、随時、検討結果報告として議長へ報告し、必要に応じて議会運営委員会や全員協議会において議員の皆さんへ周知しながら実施しておりますが、以下、概要を報告いたします。

まずは、検討により実施、策定に至った 2 項目についてです。

委員会代表質問については、計 4 回の委員会を開催し議論を重ね、令和 4 年 6 月 13 日に検討結果を議長へ提出し、同月 30 日の議会運営委員会において、「委員会代表質問実施要領」の制定が決定され、実施することとなりました。

常任委員会の専門的視点を生かし、行政視察や自主的・自立的な調査、研究を踏まえ、所管事項の政策立案及び政策提案を積極的に行うため、常任委員会を所管する市の一般事務について、当該委員会での意思統一を図ったものについて、委員会を代表する委員が質問することができるもので、令和 4 年 9 月定例会議から実施できることとしました。皆さんご承知のとおり、令和 5 年 3 月定例会議において福祉環境委員会と産業建設委員会が行ったところです。

次に議会 BCP の策定については、計 10 回の委員会を開催し、約 1 年間にわたる議論を重ね、令和 4 年 11 月 14 に検討結果を議長へ提出し、同年 12 月 1 日の全員協議会において議長から全議員へ説明し、「浜田市議会 BCP 第 1 版」の策定が決定となりました。大規模災害や感染症拡大等の非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関及び住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、議会として必要となる組織体制や議員の行動基準等を定めたものであります。策定にあたっては、他市議会の事例を参考にしたり、先進市議会をオンライン視察し認識を深めたりしながら、浜田市議会が実動できる計画となるよう検討を重ねたところです。6 月 23 日に、初めて議会として防災訓練を実施しましたが、予測不可能な災害時にも議会が迅速に対応できるよう、今後も議員全員が認識を深める必要があります。

結論には至っておりませんが、「議員選出監査委員の廃止について」は、監査業務に関する議員研修会や監査にかかる勉強会を通して監査業務についての認識を深めたところであり、今後、委員会としての結論を出したいと考えています。

「政務活動費について」では、@@@@@

「議会における ICT の活用と推進について」では、@@@@@

@@@@@ 議会改革推進特別委員会委員長の報告といたします。